

## 令和6年度 大阪府北河内圏域 在宅医療懇話会 議事概要

日時: 令和6年11月29日(金)午後2時から午後4時

開催場所: 寝屋川市保健所2階講堂

出席委員: 27名(委員総数28名)

山田委員、樋野委員、清水委員、外山委員、中村委員、山添委員、玉井委員、澤田委員、櫻井委員、井上委員、安田委員、高田委員、出雲委員(代理松元)、近藤委員、金田委員、水野委員、長尾委員、高須委員(代理永田)、鳥野委員、中井委員、静委員、瀬尾委員(代理加茂田)、田代委員、西端委員、前原委員、福田委員(代理坂口)、牧委員

### ■議題1 新会長挨拶

### ■議題2 在宅医療において必要な連携の拠点等の取組状況について

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療企画課在宅医療推進グループ(以下、「大阪府」とする)から説明

【資料1】在宅医療に必要な連携を担う拠点等の取組について

### ■議題3 北河内圏域における在宅医療において必要な連携の拠点等の取組状況について

資料に基づき、枚方市保健所、寝屋川市保健所、守口保健所、四條畷保健所から説明

【資料2-1から2-6】各市 連携の拠点の取組について

### (意見等)

- 在宅に関わる医療者も、関与に積極的な病院も人的資源が足りていない。協力体制時の労働対価が明確になれば連携が前進するのではないかと。ボランティア精神では限界がある。
- 医師会では各所に医療マップを配布し、グループ診療に必要な情報を共有している。また、多職種会議や積極的医療機関の会議も開催して、協力体制を議論している。在宅を担う診療所は医師1名が24時間に対応しているため、負担の軽減が課題である。
- 取り組み内容の多くが従来の医介連携推進事業と重複しているため、場合によっては事業の調整や見直しも考えなければならない。制度の上手な活用は引き続き課題になると思う。
- 在宅の看取りについては、訪問看護を利用しながら負担を少なくしたい。また、医師会でも死亡診断書に関する議論があり、今後はかかりつけではない医師が書ける体制を考えている。
- 報酬に関しては、診療報酬とは異なる仕組みを考える必要がある。
- 現実としてACPがなかなか普及していない。今後も市や保健所と共に普及に取り組みたい。
- 死亡診断書には24時間以内の診察といった規定があるが、連絡を受け24時間以内に駆けつける体制づくりを検討してもよいのではないかと。

### ■議題4 各市の在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況の報告

資料に基づき、各市の高齢介護部門から説明

【資料3】各市の在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況等

**(意見等)**

- 入退院連携シートは、紙ベースではなくウェブを活用すべきである。
- ACP の普及が進み、適切に医療が受けられるように、救急や病院へも ACP の内容の共有が進んでほしい。また、病院による緊急往診等の仕組みもできればよい。
- ACP の普及が進めば、望まぬ搬送回避や望まぬ搬送後の死亡診断書の問題解決にもなる。
- 在宅の認知症患者に関する困りごと等についても情報共有できる場であるとよい。
- 事業者向けに、ACP の講演会を開催するのは非常に良い案である。

**■議題5 北河内圏域における「人生の最終段階における蘇生を望まない高齢者等の傷病者の体制づくり」の進捗報告**

資料に基づき、守口市保健所、枚方寝屋川消防組合救急課、大阪府から説明

【資料4-1】北河内圏域における「人生の最終段階における蘇生を望まない高齢者等の傷病者の体制づくり」の進捗報告

【資料4-2】モデル地区におけるガイドライン活用事例の進捗状況について

【資料5】人生会議の日に向けた大阪府の取組

**(質問)**

- 蘇生拒否の書面はどのようなものでもよいのか。また、書面に有効期限はあるのか。

**(枚方寝屋川消防組合の回答)**

- 現段階ではガイドラインでは有効期限を設けていない。書面は特に決まった様式がなく、かかりつけ医の署名も条件に課していない。
- 将来的には書面を統一して期限を設けたいが、開始時に期限を設けると次の段階に進めない恐れがあるため、今回のガイドラインではあえて設定していない。

**(意見等)**

- 救急連携シートとしては、すでに作成しているところもあり、ケアマネジャーが6カ月ごとに確認し、その日付を記載している。救急連携シートは、DNAR の希望や ACP の共有などの意思表示には重要である。今回のスキームであれば意思表示を確認する間隔についても検討が必要と言える。

**■議題6 地域医療介護総合確保基金事業(医療分)について**

資料に基づき、大阪府から説明

【資料6】地域医療介護総合確保基金事業(医療分)について

**■議題7 その他**

- 大阪府在宅患者災害時支援体制整備事業により、北河内ブロックにおいても訪問看護ステーションから災害時に人工呼吸器を付けている方への簡易発電機と蓄電器を貸し出している。本事業においては、登録が必要なため各ステーションに登録してほしい。

以上